

# 福岡県公報

平成24年9月7日  
第3427号

## 目次

### 告示(第1555号-第1573号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための  
事前届出 (漁業管理課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 6
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7

## 公 告

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 7

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 8

## 教育委員会

○博物館登録事項の変更 (教育庁社会教育課) …………… 8

## 告 示

### 福岡県告示第1555号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成24年9月7日から同年9月21日までの間縦覧に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
北九州市小倉北区末広1丁目	永久 清彦	長浜	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区長浜町13-30	田中 直亮		
北九州市小倉北区末広1丁目	菊田 親房		

### 福岡県告示第1556号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市湯町三丁目1130番1、1130番15及び1130番16
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫野市二日市南三丁目10番19  
齋田 稔

**福岡県告示第1557号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市下白水北二丁目89番1から89番10まで、90番2及び90番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市早良区原五丁目14番22号  
株式会社 秀建  
代表取締役 栗原 秀利

**福岡県告示第1558号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年9月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容  
飯塚都市計画道路

- 3・4・6号新飯塚潤野線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
飯塚市本町の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
飯塚市都市建設部都市計画課

**福岡県告示第1559号**

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任監事

氏名	住所
安徳 英利	久留米市津福本町 2173 番地

## 2 就任監事

氏名	住所
宮原 恭明	久留米市津福本町 2134 番地

**福岡県告示第1560号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) テックランド福岡福津店
- (2) 所在地 福岡県福津市福間駅東土地区画整理地区内2街区

## 2 意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺住民の生活環境を損なわないよう、関係機関等と事前協議のうえ、事業を進めること。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

周辺住民の生活環境を損なわないよう、関係機関等と事前協議のうえ、事業を進めること。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクル等についての配慮

廃棄物処理法に則った廃棄物の適正処理とともに、「廃棄物減量化及びリサイクルについての計画」を遵守していただきたい。

## (4) 防災・防犯対策への協力

防犯灯の設置の有無、敷地外に設置の際は、関係団体等と協議のうえ、進めていただくこと。消防水利については、生活安全課と事前協議のうえ、設置すること。

## (5) 騒音の発生に係る事項

環境基準を遵守し、周辺住民の生活環境を損なわないよう努めること。

## (6) 街並みづくり等への配慮等

本施設が、道を挟んだ住宅地に及ぼす影響を最小限にするため、建築物等の用途の制限、外壁の後退距離、建物の高さの規制を地区整備計画で設定しており、近隣の住宅地への影響は少ないと考えているが、この地区整備計画の趣旨を踏まえ遵守すること。

**福岡県告示第1561号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ宗像
- (2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

## 2 意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

・歩行者の安全確保に十分配慮してください。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクル等についての配慮

・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。  
・ごみ減量化及びリサイクルに努めてください。

## (4) 防災・防犯対策への協力

・駐車場等死角ができないように防犯灯を設置する等、防犯対策を十分に行ってください。

## (5) 騒音の発生に係る事項

・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮をお願いします。

## (6) 廃棄物に係る事項等

・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。

## (7) 街並みづくり等への配慮等

・意見なし

## (8) その他

・意見なし

### 福岡県告示第1562号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市名残字中尾浦1574番3、1574番6、1575番20、1575番21、1575番23及び1575番30
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市八幡西区則松一丁目7-15  
株式会社 ホンダカーズ北九州  
代表取締役 梶谷 利徳

### 福岡県告示第1563号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるんるん
  - (2) 代表者の氏名  
芹田 隆子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市荘島町520番地2
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は誰もが心豊かに安心して子育てができるように子育て家庭の立場に立った子育て支援、情報発信、人材育成をし、地域社会における公益の増進に寄与する事を目的とする。

### 福岡県告示第1564号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川続命院字大蔵庵664（次の図に示す部分に限る。）、字宮山715（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第1565号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
福岡市早良区大字板屋字黒牟田111、113、字後川132、133の1、136、138の1、字山添189、字イツケ浦200、243の2、243の3、字前熊山357の12
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1566号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
福岡市早良区大字西字前峯尾2370の48、2370の168、2370の182
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前峯尾2370の48・2370の168・2370の182（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1567号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
福岡市早良区大字重留字田代32・36・37・79の2・83（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1568号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字東入部字蛇谷233、字八尋石235、字永尾249、251、字原1542

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1569号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、新宮町緑ヶ

浜土地区画整理組合から理事の住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
下瀬 博貴	福岡市中央区荒戸三丁目3番48-1102号

**福岡県告示第1570号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

糸島市前原東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糸島市浦志一丁目8番6号

3 設立認可の年月日

平成23年12月19日

4 定款の変更の内容

この組合の事務所は、糸島市浦志一丁目8番6号に置く

5 変更認可の年月日

平成24年8月22日

**福岡県告示第1571号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1289番9、1289番14の一部、1289番15から1289番26まで、1289番27の一部、1289番30の一部、1291番1の一部及び1291番2の一部（緑ヶ浜土地区画整理5街区8画地）（第二工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区天神一丁目11番17号  
西日本鉄道株式会社  
代表取締役 竹島 和幸

**福岡県告示第1572号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	手鎌池線	前	大牟田市大黒町1丁目31番1先から 大牟田市日出町3丁目1番24先まで	20.0 ～ 73.0	697.0
			後	大牟田市大黒町1丁目31番1先から 大牟田市日出町3丁目1番24先まで	20.0 ～ 73.0	

**福岡県告示第1573号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年9月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	手鎌池線	大牟田市大黒町1丁目7番5先から 大牟田市日出町3丁目1番24先まで

**公 告****公告**

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社グリーンアローズ九州  
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目1番3  
代表取締役 山本 浩也
- 施設の種類及び処理能力  
ガラスくず等の破碎施設  
一日当たり117.36 t（破碎機1）
- 設置場所  
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目1番3
- 指定地域  
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘、原田及び障子岳南の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 閲覧の期間

平成24年9月7日から同年10月9日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成24年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社グリーンアローズ九州  
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目1番3  
代表取締役 山本 浩也

2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等の破碎施設  
一日当たり117.36 t（破碎機2）

3 設置場所

福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目1番3

4 指定地域

福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘、原田及び障子岳南の各一部  
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 閲覧の期間

平成24年9月7日から同年10月9日まで

教育委員会

福岡県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、博物館登録事項を変更したので、次のように告示する。

平成24年9月7日

福岡県教育委員会

	施設名	所在地	設置者の名称
変更前	石橋美術館 石橋美術館別館	福岡県久留米市野中町1015	財団法人石橋財団
変更後	石橋美術館 石橋美術館別館	福岡県久留米市野中町1015	公益財団法人石橋財団